

加計学園獣医学部今治キャンパスの疑惑解明を行い、解明され  
ないままの補助金は中止、誘致の白紙撤回を求める請願書

今治市議会議長 中村 卓三様

2017年11月28日

請願者

今治市民ネットワーク

## 請願の趣旨

今治市議会は日本国憲法第 93 条に根拠を持ち、地方自治法第 6 章で規定されています。地方分権の流れの中、今治市議会は 2013（平成 25）年 12 月 26 日に今治市議会基本条例（以下、基本条例）を制定しました。

今治市にとって、学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部の今治キャンパス誘致は長年の「悲願」であることは、市が 2007 年から「加計学園を設置して地域再生を果たしたい」と文部科学省、農林水産省に要請を重ねてきたことから一定の理解をすることはできます。

しかし、それを成就するために加計学園理事長と腹心の友の安倍首相による国政の私物化と非難される手法は是とされるものではありません。未だ今治市大学設置事業専門委員の答申が出ない内に、12 月議会へ 32 億円の補助金予算計上が示唆されています。今治市の加計傾倒施策は目を覆うばかりです。

市長は「議会と一体」を好んで使います。二元代表制、地方自治制度及び議会制度が理解できているのか疑わざるを得ません。

今こそ、今治市議会が最高規範とする基本条例、その前文の「日本国憲法に基づく二元代表制の地方自治制度のもと、市議会は、市民の負託を受けて選ばれた議員」です。第 20 条の「良心と責任感を持って」加計学園誘致問題に対して議会の最大の使命である行政監視の責務を果たすべきです。

以上の理由から、今治市議会凝視監視の具体的な行為として、下記のことを履行するように憲法第 16 条に基づき請願します。

## 記

1. 加計学園は真の意味で合格しているか
2. 建築費の水増し疑惑は「精査」されたか
3. 市民の不信感は収まらない
4. 今治市と加計学園の基本協定は有効か
5. 公文書が改ざんされている
6. 企画課が示す今治市の財政は本当に大丈夫か
7. 加計学園の BSL3 危険施設の震度 6 強地帯に隣接は大丈夫か
8. 野間馬の学生の臨床実習はもつての外

上記詳細については「別紙② 請願事項」を参照ください。なお、「別紙① 請願資料・憲法が保障する請願権に基づく当該請願書を取り扱いの責務」の取扱が不可欠です。

以上

## 別紙② 請願事項

はじめに

本年の3月、学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部の今治キャンパス(以下、加計学園)誘致は、安倍首相の腹心の友に便宜を図っているのではないか。森友学園に続き、四国の森友問題として日本中の耳目を集めました。4月には「今治は森友とは違う」と市長は市民会館で疑惑打ち消し発言をしましたが、それから8ヵ月が経とうとする今日なお疑惑解明はなされていません。

加計晃太郎氏は安倍首相の腹心の友です。安倍首相は国政の私物化をしてまで加計学園獣医学部今治キャンパス誘致に便宜を図った、との追及を恐れて臨時国会を開きませんでした。9月28日国会初日に「大儀なき解散」、総選挙を経てなお、加計学園疑惑解明を求める声は収まらないでいます。

林芳正文部科学大臣は11月14日、加計学園新設を認可しました。加計学園は文部科学省の大学設置・学校法人審議会(以下、設置審)の留意事項にある、今治市の補助金を収納後、速やかにその旨を報告しなければなりません。加計の財政事情を物語っているのでしょうか。11月の国家戦略特区特別委員会資料末尾の将来負担比率26.0%は12月議会へ32億円の補助金予算計上を示唆します。

市議会議員選挙中には黙して語らず、市議会は2017(平成29)年 第2回定例会初日の3日に土地代を含め莫大な133億円の市民の財産を加計学園へ譲渡・補助を議決しました。選挙期間中に獣医学部誘致の問題を聞いた市民を見つけることは困難です。本誘致問題は議会に信任した構図になっていません。市議会は市民に対して十分な説明責任を果たさなければなりません。

加計問題は不公正な行政問題であると同時に今治市民の莫大な財産の問題です。市民の福祉、暮らしの問題です。厳しい財政の今治市です。市民へのしわ寄せはその度合いを増してきます。加計問題は議員、議会として知らなかったでは済まされない重大事が山積です。改めて、行政の監視及び今治市議会基本条例に照らして議会を背負う議員個人の自負と覚悟、責任が問われます。昨年度の公債費負担比率は危険ライン突破して21%です。財政面からの検討は必須です。

今治市大学設置事業専門委員の答申さえ出ていない段階で32億円の補助金の予算計上はあまりに露骨な「加計ありき」です。まず、疑惑の解明を行い解明されないままでの、補助金支出は中止すべきです。財政事情を考える時「夕張」へ踏み出す前に、今治市議会に於かれましては以下の事柄について十分にご審議を下さいますようお願い申し上げます。

以下、具体的に項を立てて、問題点を列挙します。

## 1. 加計学園は真の意味で合格しているか、について

設置審では4条件は審議されておらず、そもそも獣医学部の設置目的自体の正当性が揺らでいます。

5月の審査当初から、実習や教員年齢の高齢偏りなど7件の是正意見を受け警告されていました。その後定員を20名減じるなどの対応を重ねたものの大規模定員に対応した実習や教員の年齢構成など8件の留意事項を抱えたままの認可とされている。

文科省公開文書によると、現在の教員75人の年齢構成は60歳以上が20人(27%)であり、30代の27人(36%)に次ぐ年代別構成です。

全学年が揃う6年後には60歳以上の教員が26人(35%)になり、その内21人(28%)が実習教科を持っています。65歳以上の教員数も同数の21人になります。獣医学部の育成は体力的負担が大きいと言われ教育の質に直結する事柄です。加えて、実験動物に関する管理方法などの留意事項が6年間監視下に置かれ確実な履行調査が続く。いわば嵩上げ入学であり、加計ありきから始まり加計ありきの認可決定であることは明らかです。今後20年間は存続が予定されている加計学園です。

市議会はこのような状況下をご認識くださいますして96億円の補助金を出すに値するかどうかの厳しい審査をお願い致します。

## 2. 建築費の水増し疑惑は「精査」されたか、について

加計学園の建築費水増し疑惑は晴れていません。広報いまばり10月号に「精査」した建築費として建屋の坪80万円、トータル坪単価126万円と記載しています。しかしその根拠には疑義があります。

市は6月12日に加計学園から工事費内訳書を受けて、同日から8月31日まで建築営繕課で確認をしました。企画課から建築営繕課に渡された資料は「建築確認図面(1期)、工事費内訳書」だけです。これで「確認できる範囲の数量との突合を行った」に過ぎないのです。これが「精査」の実態です。「精査」したと報じた市広報を詐欺行為と言えば言葉が過ぎるでしょうか。

言い換えればこの時点まで今治市は建築費については加計学園の言い値しか根拠はなかったことの証明です。広報の80万円、126万円も今治市が算出したものではなく、8月23日の加計学園作成の「報道資料」の数字、そのものに過ぎません。計算できる資料を持っていないのですから計算などはできません。秋山課長に建築費の根拠説明を求めると「組織対組織でやった」と意味不明の言葉でしか応じられないのです。

市議会に於かれましては今治市に対して根本的で公正な建築費の算出根拠の提出を求めていただけますようお願い致します。

### 3. 市民の不信感は収まらない、について

加計学園は教育施設です。疑惑をものともせずスケジュールありきのスピード感で開学を至上命題とし、市民の声に耳を貸さず突進する様に市民の疑心は頂点に達しつつあります。議員の賛否は公開されます。

そこ、ここで「市長の息子は加計に薬品を卸して儲けるらしい」、「知らなかった、133億円を今治市が出すのか、聞いてない」、「議員はどうして反対せんのぞ、貰うとるのか」、「学生は本当に集まるのか」、「大学は歓迎したいが決まり方が悪い」などが、また市長に近い建築関係者から坪単価は高くてせいぜい70から80万まで、それ以上であるわけがない、など市民の不信の声が高まっています。

以上のことから、市議会はこれら市民の疑問・不信に対して、誠実に説明責任を果たすようお願い致します。

### 4. 今治市と加計学園の基本協定は有効か、について

岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書第13条は「この基本協定中、議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする」と、効力の発生要件を定めています。

加計学園への土地無償譲渡及び今治市大学立地事業費補助金限度額96億円（債務負担行為等整理簿）には加計学園の「理事会の議決等」は必須です。大変重要な文書であり、その存在確認は絶対に必要です。しかし、今治市は「理事会の議決等」を非開示にしています。加計学園が開学してから、実はなかったでは済まされません。

その場合、基本協定書は無効となります。市議会は議決書の存在確認と責任所在を明らかにするよう求めます。

### 5. 公文書が改ざんされている、について

2015（平成27）年6月5日の国家戦略特区ワーキンググループ（以下、WG）の復命書を2通作成していることが情報開示請求で判明しました。（A）1通は2016（平成28）年12月6日に開示されたもので、（B）もう1通は今年の6月2日に開示されています。

開示された2通の復命書の起案日は2015（平成27）年6月8日、起案者は同一人物。議事要旨をそっくり入れ替えた大胆なものになっています。（A）の議事要旨は真っ黒で（B）のそれは全部開示になっていて枚数も3枚、1枚です。大胆なことに乙稟議書の押印者数も違い、合議の総務部長印の有無の違いもあります。復命者は企画課長、課長補佐です。他の改ざん存在の可能性は否定できません。

改ざんは今治市の公文書の信頼性を揺るがす大問題です。加計晃太郎氏の友人の安倍晋三首相への忖度なのか、政府からの圧力なのかは不明ですが、市職員の公文書改ざんは市民への背任行為であり、厳しく指弾されねばなりません。今治市が自ら改ざんする理由は見当りません。将来、同筋から繰り返される危惧材料でもあ

ります。政府・今治市ラインにある加計学園は今治市の地で運営される教育施設に値するのか議会の厳正な審査・判断を求めます。

今治市は地方自治法 174 条で、設置した専門委員に説明役を担わせて、自らは直接の説明責任を回避しようとしているのでしょうか。しかし、専門委員会連絡会座長の妹尾委員の「**事件性のあるものではない**」発言は**設置目的の公正公平を放棄したと言わざるを得ません**。

本来は議会・議員自らが理事者に積極的に情報開示を求め解析をして、市民への説明責任を果たさなければならないのです。屋上屋の感は否めません。

今治市は「認可後に情報開示をする」と言ってきました。勿論開示すると言っても改ざん文書はもつての外です。市議会は改ざんをも念頭において行政監視機能を高めなければならない事態に直面しています。公文書の改ざんの放置は今治市の信頼性の瓦解につながる大問題です。

市議会のさらなる行政監視及び再発防止を求めます。

## 6. 企画課が示す今治市の財政は本当に大丈夫か、について

2016(平成 28)年 2 月 9 日に創政会の 4 議員が藤原豊内閣府地方創生推進室次長に面会した際に「今治市は財政的に厳しい」と指摘があったとされています。藤原推進室次長の指摘はもつともなことでした。今治市の財政力指数は 6 年間悪化を続けて 0.57 まで落ち込み、実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率は全て一目瞭然の厳しさを示しています。とりわけ公債費負担比率は平成 28 年度に危険ラインの 20%を突破して 21%になりました。将来負担比率は 24.2%から 17.4%になっています。

企画課は常々「将来負担比率」にこだわって説明をしてきています。4 月 23 日の“今治の獣医学部開校について市と市議に話を聞く会”及び“広報いまばり 6 月号”ともに、概略「将来負担比率は単年度に全額交付の試算でも、40.8%と、

2014(平成 26)年度並みであり将来も健全な財政運営が確保の見通し」と述べていました。

11 月 21 日の市議会国家戦略特区特別委員会資料末尾に「大学立地事業補助金を含めた場合の将来負担比率 26%」の記載があります。平成 28 年度の将来負担比率 17.4%を 26%とするには 32 億円が必要です。この 32 億円が 12 月議会に予算計上する加計学園への補助金額であると推測できます。

加計への補助金支出の反動は市民に降りかかります。小中学校の給食無料化は予算を理由に却下され、台風 17 号の豪雨災害の復旧も遅々としています。市民の困窮を後に追いやり加計補助金優先であっては断じてなりません。

議会はイマバリがユウバリになることを恐れる切実な声を受け止め、真剣に市民の負託に応えることを求めます。

## 7. 加計学園のBSL3 危険施設の震度6強地帯に隣接は大丈夫か、について

加計学園のBSL3は危険施設です。同施設が5、6階と上部にあること、施設自体の設計上の脆弱性の指摘などに対して市議会は確認・審議は行ったのでしょうか。獣医学部建設地近く、西方に断層が縦横に存在していて、今治市・地震防災マップにはいこいの丘北側に震度6強を示す赤い帯がくっ付いています。危険施設を持ち、1,080人の若者が学ぶ教育施設としての立地相当との審査は行われたのでしょうか。設置審はこれらの点を審査材料として持ち得ていないと考えます。

市議会は市民の代表として重大な責務を負っています。理事者に市民の命、安全について厳しく問い糾すことを求めます。

## 8. 野間馬の学生の臨床実習はもつての外、について

野間馬は今治市指定文化財として野間馬ハイランドで50頭ほどが飼育されています。休日には親子、家族などのいこいの場として親しまれています。

希少種であるがゆえに天然記念物として保護されていることは誰もが知っています。今治市は今年2・3月、加計学園から総合参加型臨床実習受入申請を承認しています。

今治市文化財保護条例で保護されている天然記念物の野間馬ですから、同条例9条の規定によって教育委員会の許可を受けなければなりません。秋山企画課長は2015（平成27）年12月10日のWGであろうことか野間馬の使用を売り込んでいます。市長の背任行為及び課長の職権乱用に当ると考えます。教育委員会の許可を得ないで加計学園の申し出を承諾しています。

教育委員会は上記のような市民からの通報を受けてもそれ無視をして「通報が出ていない」と自らの文化財保護責任を放棄しています。

市議会の厳正な追及を求めます。